

建替対象施設を次のとおりとする。

- 本館に加えて，新館，給食室を一体的に建て替える。

なお，給食室については，町立中学校での給食提供方法を現行方式（広島市が民設民営方式で運用するセンターの共同利用による提供）から，親子方式にすることを見据えて，整備する。
（現契約終了後の令和14年度から親子方式を導入）

- 町民センター内にある児童クラブを建替後の校舎に移設する。